県営上尾シラコバト住宅子育て支援住戸改修工事
概要書

１．対象住宅

県営上尾シラコバト住宅

※住宅概要は資料１参照

２．工事概要書

（１）名称

県営上尾シラコバト住宅子育て支援住戸改修工事

（２）場所

埼玉県上尾市大字上 334 番地ほか

（３）用途

共同住宅

（４）内容

【１．対象住宅】の子育て支援住戸改修

① 提案書に基づくリノベーションプランの設計（工事費内訳書含む）

② ①の改修工事

（５）期間

契約締結日から平成２７年１２月２８日（予定）

※平成２８年１月入居希望者等に向けた内覧会後、３月２３日より入居予定

（６）契約の種類

工事請負契約

（７）支払い条件

本工事完成後一括払い

（８）履行保証は次のいずれかとする

① 契約保証金の納入（契約額の 10%）

② 銀行等の保証（金融機関・支店名を記入）

③ 履行保証保険契約

④ 完成保証人

３．提案書作成の留意点

県営上尾シラコバト住宅子育て支援住戸改修工事に関する公募型プロポーザル募集要項によるほか、以下の項目による。

（１）リノベーションプラン提案及び見積り（様式 2-2、様式 4）

① 設定工事費：11,000,000 円（税抜き）※ ５戸合計

② 仕様 ：既存同等以上とすること。

③ 改修項目 ：資料２を参照のこと。

（２）バリアフリーへの配慮

子育てに配慮した段差解消、安全対策を講ずること。

（３）建築基準法・消防法を遵守すること。

（４）近隣入居者への配慮

工事の実施にあたっては、他住戸に入居中の住民や周辺地域に配慮すること。

（５）残置物の撤去バリアフリーへの配慮

対象住戸に残置物がある場合は、その解体・処分費も見積りに含む。

（残置物の例）

① インターホン（配線共）

② 玄関土間に敷かれたクッションフロア等

③ 換気扇

④ 網戸及び網戸レール

⑤ ＤＫ・玄関・便所・脱衣所・浴室以外に設置してある照明器具

⑥ ほか既設でない（図面にない）造作家具、ウォシュレット等

４．工事実施時の留意点

（１）工事が可能な曜日及び時間は、月曜日から土曜日までの８：00～17：30 までとし、日曜・祝日・時間外の作業は原則行わないものとする。

（２）入居者に配慮し、工事期間や施工業者の連絡先等を共用部分に掲示する。

（３）住戸専用部分の電気、水道は工事期間開始及び終了時に自ら連絡し開栓・閉栓し、工事終了時に自ら清算すること。

（４）工事用駐車場は集会所前の中央広場を使用できます。

（５）建設工事保険に加入すること。（第三者災害、火災時対応）

５．提出書類

工事の着手及び完了にあたっては、契約書に定めるものの外、下記の書類を速やかに提出しなければならない。

※各書類の詳細は契約予定者決定後、指示する。

（１）着手届

（２）計画工程表

（３）現場代理人等通知書（経歴書共）

（４）課税事業者届

（５）工事保険証の写し

６．提出成果品

（１）設計　Ａ３　縮尺 1/50

① 仕様書及び仕上表

② 平面図

③ 電気設備図（住戸内分電盤結線図・平面図・主要機器仕様のわかるもの）

④ 機械設備図（平面図・主要機器仕様のわかるもの）

⑤ 工事費内訳書

（２）工事

① 工事記録写真（施工前・施工後の比較及び、施工中の工程がわかるもの）

② 竣工図

③ 実施工程表

④ 施工体制表

⑤ 資材・製造所等選定報告書

⑥ 現場発生材報告書

⑦ 工事日報

⑧ 保証書・取扱説明書

資料１

県営上尾シラコバト住宅の概要

- ◆ 所在地：埼玉県上尾市大字上 334 番地ほか
- ◆ 規模等：壁式鉄筋コンクリート造　５階建て 34 棟 810 戸　階段室型
- ◆ 建設年：昭和４２、４３年

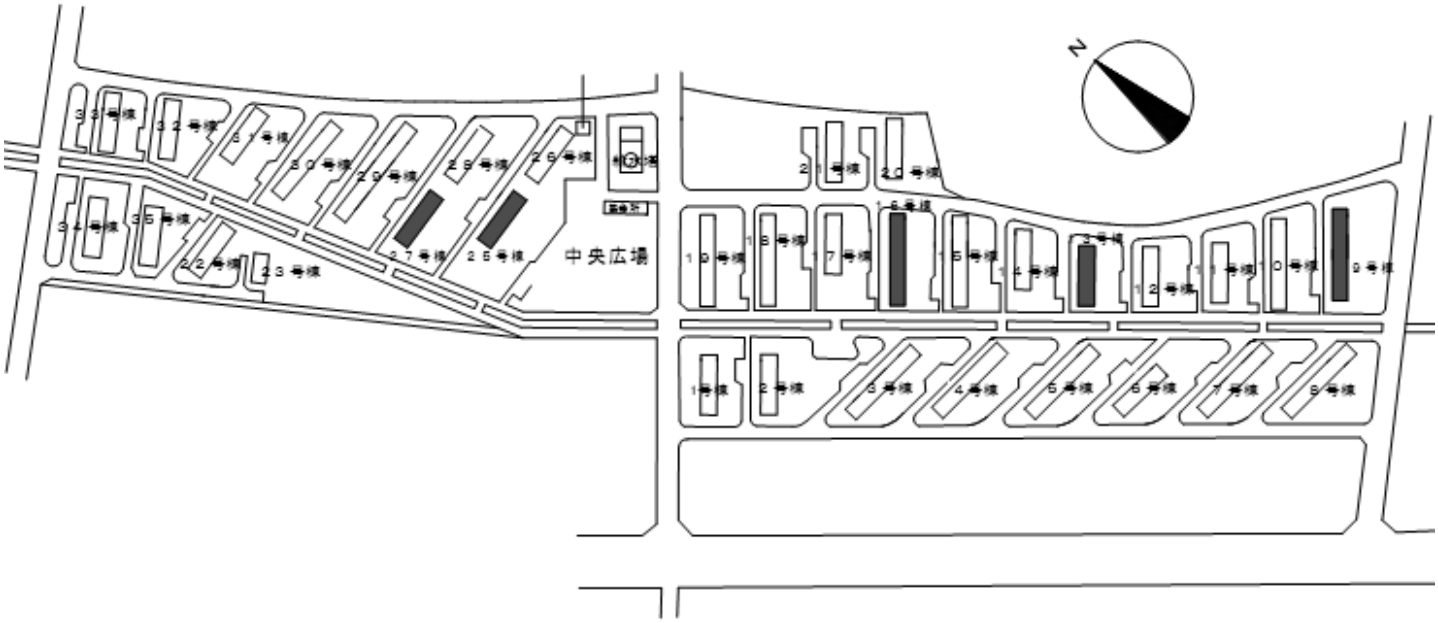

県営上尾シラコバト住宅
配　置　図

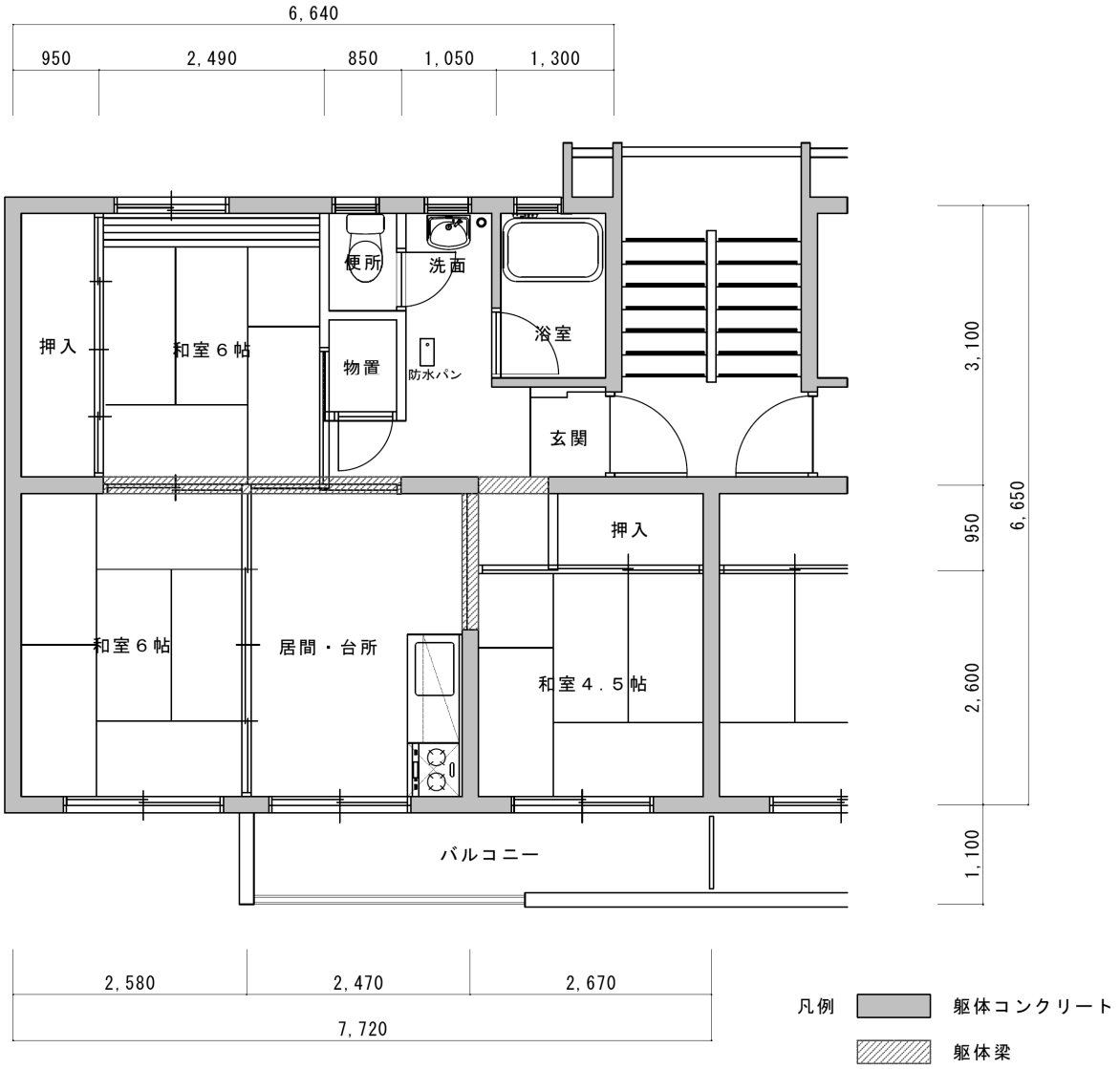

既存平面図　３Ｋ　４８．１８㎡

対象住戸

9-206　（反転タイプ）
13-304　（反転タイプ）
16-403
25-401
27-403

資料2

改修項目

No.	場所	対象	項目	対応	内容
1	全体	壁	躯体、間仕切り壁、垂れ壁及び柱等	○	・コンクリート部分の解体不可。 ・間仕切りは可。 ・仕上げは自由とする。
2		天井		○	・解体不可。 ・仕上げは自由とする。
3		設備	スイッチ及び コンセント(プレート共)	◎	・全て交換すること。 ﾈｰﾑ入りﾜｲﾄﾞｽｲｯﾁ、差込防止ｺﾝｾﾝﾄ
4			エアコン用コンセント	◎	・単独回路増設
5			分電盤	◎	・取替
6	玄関	ドア	ドア内側	○	・塗装仕上げとする。 ※共用階段側は工事範囲外とする。
7	居間・台所	床		○	・床の材料は自由に選定してもよい。 ・防音・遮音には配慮すること。 遮音等級等は特に定めないが、現在と同等以上の性能とすること。
8		設備		◎	・流し台等は設備を入れ替えること。 ｼｽﾃﾑｷｯﾁﾝでない方が望ましい。
9	和室	建具	襖	◎	・既存襖は全て撤去すること。 ・撤去後の建具の有無や、新たに設置する建具は自由に提案してもよい。 鴨居、敷居は必要に応じて加工してもよい。
10		床		◎	・既存畳は撤去 ・新設する床の材料は自由に選定してもよい。 ・防音・遮音には配慮すること。遮音等級等は特に定めないが、居間・台所と同等以上の性能とすること。
11	浴室	全体		○	・浴槽、扉、照明等は必要に応じて変更してもよい。
12	便所	全体		○	・設備機器、内装等の変更は認める。
13	洗面	全体		○	・設備機器、内装等の変更は認める。
14	洗面等	設備	洗濯機置場新設	○	・給水管引込み ・洗濯機用コンセントの設置、それに伴う電気配線工事を行う。
15	バルコニー等	手すり	手すり	○	・塗装仕上げとする。ただし、1～10号棟は不要。

＜対応：◎…必須 ○…必要に応じて変更可＞

※既存仕様は、現場見学会において確認すること。

※間取り変更(３K⇒１ＬＤKなど)は可としますが、コンクリート躯体の解体は不可とします。